

組合からの重要なお知らせ

令和6年4月分(5/17引落し分)から 保険料が変わります

平成27年4月に保険料を改定後、組合員の皆様のご理解ご協力により、9年間保険料を据え置いてまいりましたが、国庫補助金の削減や組合員の減少、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金等の増大により、組合の財政は令和3年度から毎年赤字を計上しており、令和5年度は1億円程度の赤字が見込まれております。組合の財政を健全化し、安定的な運営を行っていくため、『中期財政計画』を策定し、国保問題特別検討委員会や理事会、組合会で慎重に審議を重ねた結果、令和6年度から保険料の引き上げをお願いすることになりました。なお今後は、組合員の皆様の所得に応じた保険料算定の導入も検討していきたいと考えております。

加入者の皆様の健康な生活を支える組合の安定的な運営のため、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年4月分からの国民健康保険料の月額内訳は、次のとおりです。

		内 訳
・第1種組合員 (事業主)	1人につき月額 38,000円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 33,000円 + 5,000円)
・第2種組合員 (薬剤師従業者)	1人につき月額 30,000円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 25,000円 + 5,000円)
・第3種組合員 (非薬剤師従業者)	1人につき月額 25,000円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 20,000円 + 5,000円)
・第4種組合員 (75歳以上組合員)	1人につき月額 1,000円	(保健事業分として)
・家 族	18歳以上(※1) 1人につき月額 15,000円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 (※1) 10,000円 + 5,000円 (※2) 7,500円 + 5,000円)
	18歳未満(※2) 1人につき月額 12,500円 (※1)18歳に達した日以後の最初の4月分から (※2)18歳に達した日以後の最初の3月分まで	
* 介護保険料 (40歳以上 65歳未満)	1人につき月額 6,000円	

- 家族の方で、令和6年4月分(5/17引落し)から18歳以上の保険料となるのは、令和6年4月1日現在、18歳以上(生年月日が平成18年4月1日以前)の方です。
- 第4種組合員(75歳以上組合員)の保険料については、月額1,000円で変更はありません。
- 組合員の皆様には、5月初旬に4月分(5/17引落し)の『保険料納額告知書』を郵送し、保険料額をお知らせいたします。(保険料を事業所口座から引き落としている方は事業所宛に送付させていただきます。)